

長浜市文化芸術振興にかかる基本方針

長 浜 市

平成21年12月

平成22年1月、長浜市は1市6町の合併により市街地と農山漁村が共存する広大な市域となります。合併をするそれぞれの地域には、独自の歴史文化と多様な伝統芸能が息づいており、今後は、それらを地域固有のものとして継承し発展させるとともに、市全域での相互の文化芸術の交流が求められます。

このような背景をもとに、先人のまちづくりの精神を受け継ぎ、歴史を反映した古き良きものが、郷土への愛着を深めるとともに、住んでいる人々の感性を豊かにし、市民の心のよりどころとなるよう、本市は文化芸術振興を目指しています。また一方で、自由で柔軟な発想による市民の皆さんの文化芸術活動は、豊かで潤いのある生活や、更なる文化芸術の向上となり、ひいては、新しいまちづくりへの大きな活力源にもなります。

このようなことから、「協働でつくる輝きと風格のあるまち長浜」の実現に向けて、過去の伝統をつなぎ、新たな文化芸術を創造していくことで、一人ひとりが心豊かでしあわせに暮らし、また、人が集い、誇りがもてる住みよい魅力的なまちになることをめざします。

終わりに、本基本計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました策定委員の方々に対しまして深甚の感謝を申し上げます。さらには、1市6町関係者の皆様、パブリックコメント実施に際し貴重なご意見をいただきました皆様方に心より厚くお礼申し上げます。

今後とも、本市の文化芸術振興へのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成21年12月

長浜市長 川島 信也

はじめに

かつて秀吉公は、戦国武将の抗争のなかで、鉄砲の生産地国友に近い長浜に城下町を建設し、ここを足がかりに天下に覇をとらえた。幕末になると、西洋の技術を学んだ国友一貫斎の天体望遠鏡の開発や、湖北の養蚕と結びつき飛躍的に発展した浜縮緬など、そうした長い長浜市の歴史のなかで、本市の文化芸術は曳山まつりなどさまざまな地域文化をうみだしてきた。

こうした長浜市の文化芸術の歴史は、まちづくりにかけた先人たちのあつい思いと、厳しい現状を克服してきた不屈の精神と進取の気性に支えられている。いわば、長浜市の文化芸術の特徴は「自治的町衆文化の伝統」に育まれた部分が大きいと言える。

子ども歌舞伎をはじめとして、富田人形やおこないなどは、先輩から次々と伝統を受け継ぎ、コミュニティの中でさまざまな芸能を学び、人間関係も構築されていく。このように地域文化は地域の個性を強調し、世代を越えての結びつきを深め、地域住民相互の交流の促進に重要な役割をはたした。今後もこうした地域文化は、市民に生きる誇りと自信を、また、訪れる人々には大きい感銘と憧れを与え続けるにちがいない。

平成22年1月の合併を期に、再度、先人の流れを引き継ぎ、地域にある守るべき伝統と生みだすべき文化をたしかめ、豊かな人間関係をそこなうことなく、これからのまちづくりに「文化力」を活かし、地域相互の文化交流とそのレベルを高める努力をしなければならぬ。そのような努力こそ、新生長浜市がより耐久力と活力のあるかづよい豊かなまちを持続・発展させる原点になると考え、ここに長浜市の文化芸術の指針となる、長浜市文化芸術振興にかかる基本方針を策定する。

長浜市文化芸術振興にかかる基本方針

1 基本方針策定にあたって

(1) 基本方針策定の趣旨

文化は「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と、国の文化芸術の振興に関する基本的な方針（第二次方針）に位置づけているように、わたしたちの暮らしと考え方、そして夢に広く深く関わっている。

その中でも、市民の多様な文化芸術活動は、生活の質の向上や、まちづくりの大きな力となり、文化芸術の振興は、「郷土への愛着の醸成」「次代を担う子どもの育成」「生涯現役社会の形成」はもとより、文化芸術の持つ美しさ・新しさ・あたたかさなどは、魅力あるまちづくりやものづくりの重要な要素をなすものである。

このように文化芸術は、すべての市民が、心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、専門的な芸術家や文化芸術活動を行っている人々だけでなく、市民全体の社会的財産であるといえる。

本市は古来より自然環境に恵まれ、個性的で多彩な地域文化を育んできた。こうした中で、湖や山々の恵みを敬い感謝する「共生」の心、結いや普請などに見られる「協働」の心、街道、湖道の交易に育まれた「交流」の心、国友一貫齋や小堀遠州などの先人に見られる「先覚」の心、長浜曳山まつりやおこないなど伝統行事に見られる「継承」の心などがあり、長浜らしさとして、創造的、発展的に形成されてきた。

平成22年1月の合併を期に、市街地と農山漁村が共存する広大な市域となり、合併をするそれぞれの地域には、独自の歴史と多様な伝統文化が息づいており、今後も、それらを地域固有のものとして継承し発展させるとともに、市全域で相互の交流が求められる。また、すでに世界各国から様々な文化的背景を持つ人々が移り住み、多様文化社会を形成している。

以上の観点をふまえ「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現に向けて市民と行政の協働により、文化芸術および、地域固有の伝統文化等の新たな発展と振興を図るとともに、文化芸術のもつ力を活用したまちづくりに向けた積極的な取り組みを進めるための指針として、長浜市文化芸術振興にかかる基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものである。

(2) 基本方針の枠組み

ア 基本方針で取り扱う文化芸術の範囲

「文化」は、最も広くとらえると人々の暮らしや価値観、考え方など人間の生活すべてにかかわるものであり、あまりにも広範囲となることから、基本方針の策定にあたっては、下記の範囲を対象とする。

- ① 芸術（文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊等）
- ② メディア芸術（映画・漫画・アニメーション等）
- ③ 伝統芸能（雅楽・能楽・文楽・歌舞伎等）
- ④ 芸能（講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱等）
- ⑤ 生活文化等（茶道・華道・書道・国民娯楽・出版物等）
- ⑥ 文化財等（有形、無形文化財・民俗文化財・文化的景観等）
- ⑦ 地域における文化芸術（地域固有の伝統芸能・民俗芸能等）

上記の「文化」は、おおむね文化芸術振興基本法が対象とする分野を想定するものであるが、長浜の豊かな自然や歴史・風土に培われてきた私たちの日々の生活や教育、観光、産業などの分野とも密接に関連していることから、地域の独自性、固有性と関わりの深い部分については対象に含めることとする。

イ 基本方針の位置づけ

基本方針は、長浜市基本構想及び長浜市教育行政方針の理念や方針を踏まえ、文化芸術振興を図るための理念、ならびに基本目標を明らかにし、文化芸術施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針として策定するものである。

ウ 方針期間

基本方針は、平成21年度を初年度とし、平成30年度を目標年度とする10年間の方針である。

なお、社会経済情勢や市民のニーズの変化を踏まえ、主な取り組みについては、おおむね5年後を目処に基本方針の見直しを含めて検討する。

2 長浜市の文化の現状と課題

(1) 文化芸術の振興による市の魅力向上

産業都市として発展してきた本市も、国際化と自由主義経済の進展による急激な経済状況の変化、さらには、少子高齢化の進行により、今後も都市の活力の低下が懸念される。

このような社会情勢のもと、今後も本市が持続的な発展を続けていくためには、「まち」そのものが魅力的で、その魅力が認められるような市の構想を推進することが必要であり、文化芸術の振興は、そのために欠かすことのできない要素であるといえる。

これまで本市は、文化芸術の拠点施設を整備し、質やレベルの高い展覧会や公演を実施することにより、市民が文化芸術を身近に感じる機会を提供してきた。今後も、それらの施設や文化的財産の特色を生かし、文化芸術に対する市民の関心をより高める事業を行なっていくとともに、外部に向けて「長浜市の文化芸術」を発信していくことが期待される。

- ① まちの魅力を向上させる質の高い事業の実施
- ② 文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる基盤整備
- ③ 「文化力」を活かしたまちづくり

(2) 文化芸術活動を営む人材の育成

文化芸術活動を活性化するには、より早い段階、特に、子どもの頃から学校や家庭等の身近なところで活動に取り組むことが重要だといわれている。学校教育の場で文化芸術を体験し、興味を高めていけるような事業を実施するとともに、拠点施設や公民館などのより身近な施設においても子どもを対象とした講座を開催するなど、取り組みを進めることが大切である。さらに、次代を担う若者の文化芸術活動への支援として、若者の自主性を活かしながら積極的に参加できるようなイベントの開催や支援等が求められている。

すでに、市内には多岐の分野にわたる文化芸術団体やグループがあり、様々な活動を展開している。しかし、多くの団体やグループでは、メンバーの固定化や高齢化などの悩みを抱えている。そこで、各団体やグループが活動を積極的に広げるとともに、若者の文化芸術活動に対する関心が高まるような工夫により活動の裾野を広げていくことが必要である。

文化芸術活動では、その指導者の存在を欠かすことができない。市内には多様な分野で指導者が活躍しているが、計画策定に際して参考とした「生涯学習に関するアンケート」において、指導者やリーダー養成とその能力を活かす仕組みづくりへのニーズが高くなっている。さらには、文化芸術活動をしたい人と、実際に活動している芸術家や、グループとをつなぐ橋渡しとしてのアートマネージャーや、プロデューサーの育成も必要になってくる。

- ① 子どもや若者をはじめ、市民が気軽に文化芸術活動に触れることができる環境の創出
- ② 市民の文化芸術活動を高め、活性化する取り組み
- ③ 文化芸術活動を牽引する指導者の育成

(3) 地域固有の伝統文化の継承と発展

本市は、それぞれの地域に固有の文化をはじめ、郷土の歴史が育んだ数多くの伝統文化を有しているが、それらを担う人々の高齢化など、後継者不足が深刻になりつつある。

貴重な地域の伝統文化が失われないように、それらを継承する環境を整備して、後継者育成活動を支援していくとともに、記録による保存を行っていくことが重要である。そして、市民自ら地域固有の伝統文化を知り、その独自性を再確認して関心と誇りを持つことが大切である。

- ① 伝統文化への関心の向上
- ② 伝統文化の学習や継承の機会の増大
- ③ 伝統文化の担い手の育成
- ④ 伝統文化の保存継承の支援

(4) 文化芸術の振興における多様な活動主体との協働

文化芸術活動の主役は市民である。本市では、民間主体の文化芸術活動を支援するため、行政や公的団体である財団法人長浜文化スポーツ振興事業団などが中心となって、活動の機会の提供に取り組んでいる。

行政や公的団体による事業の企画・運営や実施にあたっては、運営委員会を設置し文化芸術の専門家による検討を行い、モニター制度を設けながら、その都度、市民のニーズを把握するよう努めている。

また、行政や公的団体による文化芸術イベントに市民や専門家が企画段階から参画することや、文化芸術活動を行う人や民間企業等も含めた、様々な団体との連携や協力を深めていくことが重要である。

- ① 市民や専門家、民間等との協働の推進
- ② 多様な団体の活力を十分活かすための仕組みと強化
- ③ 行政と公的団体の積極的な文化芸術への取り組み

(5) 文化芸術を通じた全市域との交流・異文化交流の推進

本市は1市6町の合併により、様々な文化芸術を包含することになった。この合併は、市民相互でそれぞれの文化芸術に興味を持ち深く知る機会となり、この機運を活かして文化芸術を通じた、全市域での交流を推進し、さらに発展させていくことが必要である。

また、本市は姉妹都市であるアウグスブルグ（ドイツ）ヴェローナ（イタリア）ウエントワース（オーストラリア）等との交流や、すでに世界各国から様々な文化的背景をもつ人が集まり暮らしている。この本市の特徴を活かして、様々な国の文化を理解する取り組みの実施と、その取り組みに多くの市民の関心と参加を促すことにより、異文化への理解を深め、自ら文化芸術活動へ参加する機会の一つになることが期待される。さらに、異世代等と協力して事業を開催するなど、世代間の交流を進める取り組みも重要である。

- ① 全市域での文化芸術を通じた交流の活発化
- ② 異文化の理解と交流の推進
- ③ 世代間の文化芸術を通じた交流の推進

(6) 文化芸術活動の場の充実

文化芸術活動において、個人・団体を問わずその創作、発表等の活動を行うための場は不可欠である。文化芸術活動を行う施設については、文化芸術会館をはじめ浅井文化ホール・びわ文化学習センター等が整備され、地域の文化芸術活動、生涯学習の拠点として、また各団体の練習、創作活動のための機能を備えた地域の公民館も整備されている。

しかし、活動の際の施設予約がとれなかったり、大人数のグループで練習を行う場所の確保に苦慮している場合もある。このため市民のニーズを十分把握し、公共文化ホールのあり方を検討するとともに、創作・交流の場を充実していくことが必要である。また、施設の設定の充実に対する意見も多く、開館日や利用時間の延長など、市民のニーズに応じた使いやすい施設運営が求められている。

- ① 公共文化ホール等の充実と活用の推進
- ② 創作・交流の場の充実
- ③ 利用者の視点に立った施設運営

(7) 文化芸術に関する情報の収集・発信力の向上

市民の文化芸術活動が活発化し、より多くの市民が文化芸術に触れる機会を持つためには、情報を求める人によって確実に欲しい情報が得られるような、効果的な情報提供が必要である。

そこで、今後も「情報の収集・発信」への取り組みの強化や、情報提供方法に更なる工夫を凝らすと同時に、積極的にマスメディアに働きかけていくことが求められる。

また、文化芸術活動に関する相談窓口を設置するなど、ニーズの高い情報内容を把握し、様々な情報を集約し効果的に情報を発信することが必要である。

- ① 情報の発信方法や情報内容の工夫
- ② 情報収集力の強化
- ③ 長浜市の文化芸術を国内外に情報発信

3 方針の基本的な考え方

(1) 基本理念

文化は、人々に活力と潤いを与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力、いわゆる「文化力」をもつといわれている。本市の「文化力」を十分育てていくことで、「市民の心の豊かさ」と「まちの活力」の両者を養うことが出来ると考えられる。

本市では、協働によるまちづくりを推進しているが、それは文化芸術活動の分野においても同様で、市民と行政による活動が「地域社会の文化力」を活性化させ、それ

ぞれの魅力ある地域づくりにもつながる。

また、地域が魅力的であれば、市外からもたくさんの人々が多様な個性を呼び込みまちの新たな活力となると思われる。

市民により創られ育まれる文化芸術は、その地域や社会において、市民の独創的な活動により高められ、まちとの関係性を築きながら発展していく。それは、まちに根付いて市民の心のよりどころとなり、郷土への愛着を深めるものとなる。また他方では、常に新しいまちの魅力を創り出し、まちに活力を与え、世界へ発信できるまちの個性となる。

このように、文化芸術の振興により活動する市民一人ひとりの力が、魅力的なまちづくりの支えになり、まちの力と相まって、本市独自の世界に誇れる文化となっているのである。

「長浜市基本構想」で将来像としている「協働でつくる輝きと風格のあるまち長浜」を実現していくために本基本方針の理念を次のように掲げる。

<基本理念>

「ふるさとの文化を継承し 新たな文化を創造して
人々が輝き誇りがもてるまちづくりをめざします」

市民が、今日までの伝統をつなぎ、さらに新たな文化芸術を創造、発展させていくことで、一人ひとりが心豊かでしあわせに暮らし、また、人々が集い、誇りがもてる住みよい魅力的なまちになることをめざす。

(2) 基本目標

基本理念を実現していくための基本目標として、

- ア 個性が輝き、創造性あふれる人づくり
- イ 多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり
- ウ 魅力ある文化都市としての基盤づくり

を掲げる。

I 基本目標 ア 個性が輝き、創造性あふれる人づくり

文化芸術は人によって、創り出され、育まれるものである。文化芸術を担う個性的で創造性豊かな人を育むことが、本市の豊かな文化を育むことになる。そのためには、市民がそれぞれの文化芸術に関する興味と関心に基づき、段階に応じた取り組みを進めていくことが重要である。特に、子どものころから文化芸術によって豊かな心や感性が培われることが理想である。そこで、学校をはじめとして様々な場面で子ども達が文化芸術に関する興味や関心を高め、体験し、活動に取り組めるような事業を進めていく。

また、すべての市民を対象に、一流の文化芸術や多様な文化芸術にふれる機会を提供して、文化芸術に対する関心を高めていく。さらに、指導者や専門家の文化芸術にかかる人材を積極的に支援することにより、市民による自発的な文化芸術活動を推進する。

これらの取り組みを通して、一人ひとりの感性や個性を磨き、柔軟な発想力と創造性をもつ市民に育てていく。

【施策方針】

- ① 豊かな感性の育成
- ② 文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実
- ③ 文化芸術の創作・発表活動への支援
- ④ 文化芸術の創造を支える芸術家・専門家への支援

II 基本目標 イ 多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり

本市では市民と行政によるまちづくりを推進している。市民の社会参加意欲の高揚とともに、これまで行政が担ってきた公共サービスに市民や企業、NPO等の市民団体が積極的に参加する土壌が出来つつある。

これまでも、市民や文化芸術団体と協力し合い、文化芸術の振興を進めてきたが、今後は更に連携を深め、協働を重視することが求められる。公的団体や公益法人などをはじめ、企業、市民団体や、ボランティア団体等と連携を図り、互いの役割を認識して効果的な施策の展開を図っていく。

また、団体間の連携のみならず、文化芸術を通じて、全市域での地域間交流をはじめ、姉妹友好都市や市内で暮らす外国人との交流や国内外との交流を活発に行う事業を開催し、新たな本市の文化の発見や創造をめざす。加えて、地域固有の伝統文化を守っていくことが大切であるという考えの下に、それらに親しみ学ぶ環境を整えていくとともに、継承していくための活動を支援していく。

【施策方針】

- ① 文化芸術活動を支える公的団体との連携・協力
- ② 文化芸術分野の市民団体、NPO、ボランティアの育成・支援
- ③ 企業や大学との協働による文化芸術の振興
- ④ 文化芸術を通じた交流の促進
- ⑤ 地域固有の伝統文化の継承支援

III 基本目標 ウ 魅力ある文化都市としての基盤づくり

市民の文化芸術活動を支える環境として、文化芸術にふれる、文化芸術を創る、文化芸術活動を発表する、文化芸術を通じて交流するなどの様々な場が必要である。

本市では、鑑賞や発表の拠点となる文化芸術施設や公民館等の整備を行い、市民の文化芸術活動の環境を整えてきている。

今後も、市民がいつでも気軽に文化芸術活動に取り組めるような創作や体験等の拠点を計画的に整備するとともに、既存施設の有効活用を図っていく。さらには、市民のニーズにきめ細やかに対応できるよう、文化施設の管理・運営の工夫を進め

ていく。

また、市民が個々の文化芸術活動を自ら発展させ、様々な活動主体とかがわっていくためには、各々の情報力が重要であり、市民が必要とする情報を効果的に提供するとともに、本市の特色ある文化芸術を国内外へと発信し、文化芸術がまちの魅力の大きな要素となるように、戦略的な文化芸術の基盤づくりを行っていく。

【施策方針】

- ① 文化活動施設の整備と活用の推進
- ② 利用しやすい施設運営の実施
- ③ 文化芸術活動を推進する情報の収集と発信

4 基本方針の計画

(I) 基本目標 I 個性が輝き、創造性あふれる人づくり

1、施策方針 アー① 豊かな感性の育成

市民全体、とりわけ本市の将来を担う子どもたちが、個々に持っている無限の可能性や能力を引き出し、感性を磨き、創造性豊かな人間形成がなされるように、文化芸術に身近にふれられる機会の提供や、文化芸術活動の支援をする。

- a 子どもの文化芸術体験プログラムの実施
- b 学校教育等における文化芸術の鑑賞、体験、創作の実施
- c 親子で参加し、楽しむ鑑賞会等の開催
- d 団体活動を通じた感性と情操の育成

2、施策方針 アー② 文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実

質の高い魅力的な文化芸術にふれた時、人は大きな驚きと感動を覚える。心豊かな暮らしの実現のため、市民が文化芸術に興味や関心を抱き、身近な施設で鑑賞ができる環境づくりを進める。

また、近代・現代の美術を中心に展覧会を企画・開催するとともに「やさしく・深く・おもしろく」をモットーに地域に密着し、市民に支持されるような鑑賞の機会の充実に努める。

そして、市民による自主的な文化芸術活動の発表の場づくりと、その鑑賞機会の提供を支援するとともに、また、ホールの特性を活かし、幅広い年齢層を対象に様々なジャンルの優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供し、多くの市民に文化芸術のすばらしさと感動を伝えていく。

- a 音楽・舞台芸術の鑑賞機会の提供
- b 美術、民芸の鑑賞機会の提供
- c 鑑賞人口を増やすための環境づくり

3、施策方針 アー③ 文化芸術の創作・発表活動への支援

市民の文化芸術活動が、文化芸術を享受・鑑賞するだけでなく、創作や発表といったより創造的な活動へと発展し、多くの市民が文化芸術の創造の芽を育み、自己実現を図ることができる環境づくりを推進する。

- a 文化芸術に関する入門講座、体験教室等の開催
- b 文化芸術活動の成果を発表する機会の提供
- c 文化芸術活動の発表の支援

4、施策方針 アー④ 文化芸術の創造を支える芸術家・専門家の支援

市内で活動する芸術家が、より高度な活動を展開することを奨励するとともに、文化芸術を先導するリーダー、アートマネージャー、舞台制作者等の専門性を有した人材の育成を図る。また、市内で活躍している新進芸術家や若手芸術家を発掘、育成、支援するとともに、活動する場の充実を行う。

- a 芸術家の発掘・育成・支援
- b 舞台芸術の人材育成事業
- c 文化芸術を先導する専門家、リーダーの育成・支援

(II) 基本目標 イ 多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり

1、施策方針 イー① 文化芸術活動を支える公的団体との連携・協力

本市では、文化芸術振興にかかる住民ニーズに的確に対応するため、行政活動を補完する組織として、公益団体を文化施設の指定管理者としている。

公益団体は、「市民の教育・文化の振興に関する業務を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与する。」という目的の実現に向け、様々な受託事業・共催事業・自主事業を実施し、本市の文化芸術を支える役目を担っている。今後は公益団体が文化芸術の振興の先導役として活躍し、文化芸術団体などの多様な活動主体のコーディネーター役として、機能していくことを期待する。

- a 指定管理者が実施する公益事業への支援
- b 指定管理者との連携・協力

2、施策方針 イー② 文化芸術分野の市民団体、NPO、ボランティアの育成・支援

文化芸術には表現者の活動を支えるスタッフの存在が重要である。文化芸術活動を支える市民団体、NPO等を育成・支援し、市民自らの手で企画・運営できる体制づくりを推進する。

また、イベントの開催時の応援など、文化芸術活動を支えるボランティアの育成を行う。さらに、多様化した市民のニーズに応えるとともに、文化芸術活動をより普及・発展させるための要請に対し、適切な指導者を紹介し恒常的な指導体制を目的とした（仮）文化芸術人材バンク制度を設け、芸術家や専門的人材のネットワー

クを構築して活発な人的交流を行い、市民の文化力の向上を図る仕組みをつくることを目指す。

- a 文化芸術活動に係る市民団体等の育成・支援
- b 文化芸術活動を支えるボランティアの育成・活用
- c (仮)文化芸術人材バンクの創設

3、施策方針 イー③ 企業や大学との協働による文化芸術の振興

市内の企業や大学に対し、文化芸術の振興への取り組みを促し、市民がより多くの分野の文化芸術に触れ、取り組める機会の充実を図る。また、市内事業所のもつ多様な人材の能力を発揮していくよう企業に働きかける。

- a 企業のメセナ活動の促進
 - b 大学との連携
- *メセナ活動：企業が行う社会貢献活動、また、文化芸術支援活動

4、施策方針 イー④ 文化芸術を通じた交流の促進

文化芸術には、音楽、美術、演劇、伝統芸能など多様な分野があるが、交流を通じて異なる分野を知ることは、他に対する理解を深め、自らの活動を見直す機会になる。このことは全市域や、国際間の交流においても同様である。本市の文化芸術活動の一層の発展と新たな創造の契機になることを期待し、交流活動を支援する。

また、演奏家や市民サークル活動者が、学校や地域の施設に足を運び優れた演奏を行うアウトリーチ事業（訪問コンサート）を支援する。

- a 文化芸術を通じた交流の推進
- b (仮)長浜総合文化フェスティバルの開催
- c アウトリーチ事業の展開

5、施策方針 イー⑤ 地域固有の伝統文化の継承支援

本市の貴重な財産である地域に残る伝統文化や郷土芸能が、後継者不足などにより失われることがないように、継承していく環境を整えていく。また地域固有の伝統文化の調査や評価を適切に行い、次世代へ継承させるための取り組みを行うとともに、図書や映像等の様々な形で残していく。

- a 歴史文化を継承する環境の整備
- b 伝統文化・郷土芸能の継承支援
- c 伝統文化・郷土芸能の記録の保存

(Ⅲ) 基本目標ウ 魅力ある文化都市としての基盤づくり

1、施策方針 ウー① 文化活動施設の整備と活用の推進

文化活動施設は、鑑賞・発表・創作・交流など市民の文化芸術活動を支える重要

な社会基盤である。本市では、これまで市民会館を中心に多様な文化活動を企画・実施してきたが、今後は市民の文化芸術活動に対応し、効果的な施設整備に努めるほか、公民館の活用も推進していく。また、老朽化した既存の文化活動施設についても、適切に維持管理や改修を行う。

- a 公共文化ホールの維持管理・施設整備
- b 公民館の維持管理・施設整備

2、施策方針 ウー② 利用しやすい施設運営の実施

文化活動施設の市民満足度を高めるためには、施設整備と併せて、市民が利用しやすい施設運営に努めることが重要である。本市の文化芸術活動をより活性化させるために、市民のニーズに沿った施設の利用・運営方法について検討し実施する。

- a 利用しやすい施設の運営
- b 文化活動施設間のネットワークの構築
- c 市民による運営参画

3、施策方針 ウー③ 文化芸術活動を推進する情報の収集と発信

文化芸術に関する行事、イベント・講座・人材・施設など多様な情報を収集し、これらの情報をインターネット・マスメディア等を通じて、市民が使いやすく、分かりやすいかたちでタイムリーに発信できるよう環境を整備する。

また、文化芸術分野における本市の魅力を国内外に発信するとともに、文化芸術活動に関する膨大な資料のうち、貴重な資料の保管整備にも取り組んでいく。

- a 情報センター機能の構築
- b イベント情報のきめ細やかな発信
- c 国内外へ長浜の文化の魅力を発信

5 基本方針の推進

1 基本方針の推進体制の構築

本基本方針の推進にあたっては、次のような体制が必要であるとする。

- (1) 行政のみならず、市民と文化芸術団体・芸術家・NPO団体・公益団体・教育機関など、様々な活動主体がそれぞれの立場で積極的に取り組む。
- (2) 市は、行政にはない人的、財的資源や施設設備を持つ企業、メディア・大学、財団法人等と連携を強化し、民間等が活動しやすい条件整備を行うとともに、新たな仕組みを構築する。

また、行政内部においては、事業の進捗状況の報告、施策の推進にかかる部署間の連携及び調整を行う。

- (3) 外部委員による組織として、各種団体代表、市民委員等で構成する（仮）長浜市文化芸術推進委員会を設置し、長浜らしい文化芸術振興のあり方等について、必要な事項を協議し意見を述べる。
- (4) 各種団体等の広報活動にとどまらず、文化芸術に関する市の事業についても情報誌、インターネット、放送メディアを活用し、市民への広報活動につとめ底辺の拡大と、文化芸術に接する場と機会を常に提供する。

2 評価の実施及び評価結果の公表

計画の実効性を高めるために定めた施策目標などをもとに、施策の評価・検証を定期的に行い、その達成状況及び評価結果を公表する。公表は、広報やホームページ等により、市民に分かりやすい方法で公表する。

「長浜市文化芸術振興にかかると基本方針」策定委員会 委員
(敬称略)

委員長 堤 行洋 (財)長浜文化スポーツ振興事業団理事長
副委員長 畑澤誠一郎 社会教育委員 委員長
副委員長 中辻藤男 生涯学習推進協議会委員 会長

藤居利夫 長浜市文化芸術協会連合会 平塚萬里子 社会教育委員

夏原 弘 生涯学習推進協議会委員 高田清司 社会教育委員

山岡陽子 生涯学習推進協議会委員 井関真弓 社会教育委員

大谷 隆 生涯学習推進協議会委員 田邊 育 社会教育委員

宮 輝雄 生涯学習推進協議会委員 中尾真人 社会教育委員

川瀬東一 生涯学習推進協議会委員 清水英子 社会教育委員

脇野千鶴子 生涯学習推進協議会委員 中村 裕 社会教育委員

田辺千代子 生涯学習推進協議会委員 新井かおり 社会教育委員

清水美和子 生涯学習推進協議会委員 山家勇賢 社会教育委員

辻川智江子 生涯学習推進協議会委員 中川敏隆 社会教育委員

中北やよい 生涯学習推進協議会委員 玉樹たまき 社会教育委員

田中三邦 生涯学習推進協議会委員 前山 亨 社会教育委員

水相修躬 生涯学習推進協議会委員 堀田源四郎 社会教育委員

柳瀬幸夫 生涯学習推進協議会委員 山内博司 社会教育委員

岡崎佳代子 生涯学習推進協議会委員 伊藤幸子 小学校校長代表

宮川健一 生涯学習推進協議会委員 北沢一則 中学校校長代表

上野英子 生涯学習推進協議会委員 木村泰人 西黒田公民館長

中川ゆき系 生涯学習推進協議会委員